

X I 管理運営

【到達目標】

教授会の適正な運営に努めると同時に、学長・学部長・学科・各種委員会との連携協力関係や意志決定プロセスの確立を図り、効率的・効果的な教授会運営を実現する。また、教学組織と理事会との連携を強化すると同時に、それらの間の適切な機能分担と権限移譲を図る。

本学の管理運営を点検・評価するに当たっての前提条件について
 本学は人間学部のみで単一の学部であるため、教授会は単一であり、「評議会」や「大学協議会」等のような全学的審議機関は存在しない。したがって、本章における点検・評価は、本学の組織に適合する部分について行い、複数学部の大学において必要な項目については省略する。

1. 教授会

(1) 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状】

「仙台白百合女子大学教授会規程」第3条にあるとおり、月一回の定例教授会、および学長が必要と認める場合、臨時教授会が開催されている。

教授会において審議される事項は、学則第12条に記載されているとおり、教員の人事に関する事項、教育・研究および授業に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学から卒業までの学生生活全般にかかわる事項等である。教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって定足とし、議事は出席者の過半数をもって議決される。

教授会の下には、全学的審議機関として、各種の常設委員会が設置されている。この常設委員会（i 教務委員会、ii 学生委員会、iii 入試広報委員会、iv 図書委員会、v 教職課程委員会、vi ファカルティ ディベロップメント委員会、vii 人事計画委員会）には、各学科から委員が出ている。それぞれの委員会に関わる案件としては、学科会から提案された事項および大学全体としての問題が取り上げられ討議される。学科会は当該学科に所属する全教員によって構成され、自由に意見を述べる場となっていて、そこで出された案件は委員長または図書館長により、協議会に提示される運びとなる。

教員の人事についての審議および決議は、「教員人事選考規程」、「人事計画委員会規程」、「教員選考委員会規程」に基づいて行われる。

平成15（2003）年3月に加盟判定審査書類を提出し、翌平成16（2004）年3月5日付けで正会員として登録承認を受けた。その際「管理運営について」問題点として以下のような助言を頂いた。「報告書は、教授会を『本学における教学に関する最高の審議決定機関であり、大学の意思形成機関』と位置付けているが、教授会規程第8条は、『教授会の決議事項は、すべて学長の承認を得て発効する』と定めており、規程上は学長の意思が優先し教授会は最高の決定機関ではない。齟齬があるので整合性をはかられることが望まれる。」というものであった。従来、教学に関する事項はすべて教授会に諮られ、その総意に従って

実施されている。したがって何ら問題はなく、前回の報告書の表現が適切でなかったと考える。

【点検・評価】

学則に定められている教授会の役割は、本学の規模としては妥当である。案件の内容に従って各学科会で検討し、大学全体に関する内容については、上記の委員会において全学的な見地から審議、検討する。その後、教授会の案件として提示されるので教授会メンバー全員の意見が反映されることになる。

教授会は規程のとおり8月を除き毎月、開催され、出席率は良好である。やむを得ず欠席する場合は届出（必要に応じて委任状）を学長に提出し、了承を得ている。こうして教授会は基本的にその役割を適切に果たしているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在課題となっていることは、教員人事に関する選考のプロセスにおいて、決定までの時間がかかりすぎる点である。特に任用人事の場合、公募から決定に至る手順について再検討が必要である。また教学関係事項、学生の生活指導の面で、全教員は各段階で自由な発言の機会が与えられているのであるが、共通理解の形成がかならずしも十分とは言えない場合がある。たとえば近年多くなってきている学生の学籍移動（退学・休学等）に関し、他学科についてはその状況を把握しておらず、その援助体制についても十分検討されているとは言えない。

(2) 教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状】

下記の「3 意思決定」の項に示しているとおりに教授会及び協議会の企画運営はすべて学長、学部長の権限においてなされ、特に支障をきたすことはなく、適切に機能している。教授会、協議会の招集は学長によって行われ、学長が議長であるが、学部長が司会役となって議事進行に当たっている。つまり、学長と学部長は会議前の打ち合わせにおいて十分な意見交換をおこなっており、それに基づいて他のメンバーの意見を聴取することになる。

【点検・評価】

現在は特に問題はないが、学部長の役割についての規程は明示されておらず、慣例に従っている状態であり、個々の案件毎のかかわり方に微妙な違いがある。つまり学部長の業務が非常に広範囲にわたる可能性があり、その負担が過重になっているのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学の管理運営に学部長がどのように関わることが期待されるのかその権限についてのすみ分けが明確にされる必要があろう。従来慣例によって行われてきたことが多いが、その役割を明示することにより、学部長はもっと効率よくその役割を果たすことが出来ると思われる。

2. 学長・学部長の権限と選任手続

- (1) 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性
- (2) 学長権限の内容とその行使の適切性
- (3) 学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

学長の選任については、「学校法人白百合学園 学長・校長・幼稚園長の選考に関する規程」に基づいて次のように定められている。

(選考の基準)

第2条 選考に関しては、学長・校長・園長は、シャルトル聖パウロ修道女会の会員であることを原則とする。会員以外の者を選考する場合は、本法人の役員の推薦によるものとする。

- 2 学長・校長・園長は、本学園の建学の精神を体し、学校教育・運営を統括し得る者で、人物・識見ともに適任と認められる人材であるものとする。

(任命)

第2条 学長・校長・園長を任命するときは、理事長が候補者を推薦し、寄付行為第17条第1号の規定により、理事会の承認を得るものとする。

また学部長の選任については、仙台白百合女子大学〔運営組織規程〕第4条に次のように定められている。

(学部長)

第2条 学部長は教授のうちから学長の推薦に基づき理事長が任命する。

- 2 学部長は学部の専属事項について学長を補佐し、学部を代表する。
- 3 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

平成8（1996）年に文部科学省（当時の文部省）の認可を受け、本学が開設した時教授会は新しい構成メンバーであったため、教授会の意見は聴取されず、理事長の任命で学部長が決まった。その後、本学が一学部構成であることから、学長が学部長を兼任していたこともあった。しかし平成16（2004）年3月、当時の学長が次期学部長を理事長に推薦するに当たり、教授会構成員の意見を聴取したい意向を示した。

そこで暫定的に「申し合わせ」を作成し、教授会構成員による投票の世話係を決め投票を行った。その結果、有効得票数（教授会構成員の過半数）を得たものを、学部長候補者として学長が理事長に推薦し、承認を受けた。以来今日までこの手順が定着している。

学長権限については、大学教職員の人事、予算の執行を伴う出納事務、資産の公正な維持管理、および仙台白百合女子大学における教学面での諸業務を統括している。

学部長権限については、「学長を補佐し、学部を代表する」（4条2項）との規定に基づき、事務部門を除き、学部の教学全般にわたって学長を補佐し、実際的な対応に当たっている。

【点検・評価】

学長の選任手続に関しては、従来上記の規程に基づいて実施されており、現在まではシャルトル聖パウロ修道女会の会員の中から選ばれている。これにより建学の理念に沿った管理運営がなされ、教職員をはじめ学内外の支持協力を得てきた。

しかし、近年会員の減少と現代社会のさまざまな変化の中ではこれまでの選出方法では不十分になってきている。学校法人白百合学園としては上記規程の第2条に示されている会員以外の者を推薦、任命することを既に始めており、平成19年度現在、小学校長1

名、大学学長1名は会員以外の者が責務を果たしている。これは今後ますます多くなることであり、教職員一丸となって建学の精神の理解と実践に努めなければならないと考えている。

学部長の選任手続きに関しては、平成16年以降、教授会の意向を反映させるよう改正されたことは評価できる。ただし、その手続きについては、当初の「暫定的」な「申し合わせ」が現在でも継続しており、正規の規定、あるいは申し合わせを新たに作成する必要があると思われる。

学長権限については、従来、法人の「代理権行使の範囲に関する内規」に示された権限委譲に基づき、大学教学組織に必要な自治的運営が認められてきたが、昨年来、文部科学省の指導により学校法人の理事会およびその定款である「寄付行為」の大幅な見直しが求められている。そのため、法人事務局において、関係諸規程すべてにわたり、平成20(2008)年度に向けて改訂の作業が進められている。従って現時点では、従来どおり法人理事として任命されている学長が諸業務を統括している段階である。

学部長権限については、学部長は、学長を補佐し、事務部門を除く教学全般にわたって学部を統括し、実際的な対応にあたることになっているが、学長との連携の下に、適切に学部を統括し、円滑な大学運営を行っていると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は、建学の理念を体して大学を運営していく人材を得ることが重要な課題になる。従来、学長の選任に当たり、教職員の意見を聴取することはなく、理事会において決定していた。しかし今日、大学の置かれている社会的な責務の重大さを考える時、学校法人本部、理事会、評議員会と大学の教学部門である教授会との連携協力が以前にも増して必要となってきている。従って学長の選任に当たっては、慎重に関係各位の意見を聴取し、明解なプロセスを通して、決定、任命がなされることが望まれる。

なお、学長の権限委譲について特に規程がないが、これは従来シャルトル聖パウロ修道女会の会員が学長職を担ってきたことから特に規定されないまま理事の一員として業務を果たしてきた経緯があったからであり、現時点までは連携協力、機能分担ともに問題なく運営されているとの評価を受けているが、今後会員以外の者が学長職に就くことを考え、規程類の整備が喫緊の課題となっている。

なお、学部長については、その選出手続きが暫定的な「申し合わせ」によっている。正規の規定を作成する必要があると思われる。

【大学基準協会からの指摘とその改善実施状況(2009)】

大学基準協会から「管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方を整理し、明文化されていない事項を含めて規定上明確にするよう改善が望まれる」との指摘(助言)を受けた。この指摘を受けて、学長の権限に関しては、従来「代理権行使の範囲に関する内規」を根拠としてきたが、理事会は平成21(2009)年5月に「寄付行為施行細則」を全面的に改正し、その中で理事会・理事長・学長の管掌事項と委任事項を明確に規定した。学長選任に関しては「学校法人白百合学園 学長・校長・幼稚園長の選考に関する規程」(平成21(2009)年5月一部改正)に基づき選任されることは従来と変更はない。また学部長の役割が広範で負担が過重になっていた部分については、今年4月より学部長の本来的な役割に戻すべく改善を図りつつあるところである。学部長

選任に関しては、従来「学部長選任にあたっての暫定ルール」に沿って行ってきたところであるが、本年中に「学部長選任に関する申し合わせ」として改訂し、明文化する予定である。

なお、大学の意思決定のプロセスに関して教授会は審議機関であるのか決定機関であるかについて基本的な考え方を整理することが望ましいとの意見が出されていたが、今後管理運営上の学内における基本的な考え方を整理し、浸透を図るために、必要に応じて明文化していくことを考えている。

3. 意思決定

(1) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状】

大学の意思決定のプロセスの最も重要な機関は教授会であるが、学長の諮問機関として協議会が置かれている。[運営組織規程]の第9条には、次のとおり規定されている。

(協議会)

第9条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 大学全体にわたる学事に関する重要事項
- (2) 教授会のための議案の整理
- (3) 学部内各学科、各委員会との間の調整
- (4) その他学長が必要と認めた事項

2 協議会は学長、学部長、学科長、専攻主任、宗教委員長、図書館長、部長および事務局長をもって構成する。その他、学長が必要と認めた教職員を出席させることができる。

3 協議会の議長は学長又は学部長が当たり、運営の細部は別に定める。

協議会は原則として月一回、教授会の前週の週に開催される。必要案件について学長から発議される他、教学に関する各学科の重要な案件は学科会において審議された後、学科長により協議会に提示される。同様に各種委員会、図書館、事務局からも全学的な事案についての発議がなされる。協議会においては、それらの事案を審議・検討し、教授会のための議案を整理する。

【点検・評価】

学科会議と各種委員会の間で往復審議された事案をそれぞれの部門の長が協議会に提示し、そこで教授会に上程する原案が整理されるというプロセスは適切に行われており、意思決定の道筋としては評価できる。月一回の会議開催も正確に実施され、構成員の参加率も良好である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

8月を除く毎月行われる会議において、各部署からの提案事項について、真摯に話し合われることは評価できるが、事案の内容が当該学科、部署に限られることが多く、全学的な視野からみた積極的な提案が少ない傾向が見られる。各学科、部署に関する問題のみでなく全学的に問いかけるような提案も今後なされることが望まれる。

4. 教学組織と学校法人理事会との関係

(1) 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状】

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能の分担、権限委譲については、寄付行為第6条第2項に定められているとおり、本学の学長が理事に選任されているため大学の教学組織との密な連携協力が保たれている。学長は教授会の意向を踏まえ、大学における事業計画、中・長期的な構想について理事会に諮っている。なお、学校法人白百合学園の教学担当理事の指導を仰ぎ法人内での調整を行い、同時に地域社会の要請に応えるよう努力している。白百合学園の教育理念を堅持しながら、それを仙台白百合女子大学の建学の精神において具現化するため、教育・研究、特に学生の徳育にも配慮しているという点では評価できる。

【点検・評価】

学校法人白百合学園は、北は北海道から、南は九州の八代まで日本中にある幼稚園から大学院までを擁する非常に大きな法人である。従って十分な相互理解を常に保つことは困難な場合もある。法人内に数多くの学校を持っていることは、学校法人としての基盤が堅固になるという利点はあるが、現代のような複雑な状況にある教育施設の現実の厳しさを考える時、必ずしも的確な判断が出来るとは限らない。その上、現代社会はスピードを必要とする決断に迫られることも多々あり、その点では機能的とは言えず、緊急事態に対応する体制にはなっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

このような社会状況の中にあって、理事会は従来よりも強いリーダーシップを発揮することが求められる。その上、本法人は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院という異なった段階での教育に従事していることから、それぞれの学校の立場を十分に理解し、各方面から提起される問題に対応していくためには学園全体としての理念を全教職員がしっかり心に銘記している必要がある。そのための研鑽の機会を計画的に設けると同時に、各段階において小委員会または分科会を設けて、詳細な問題についての研修を行い、より専門的な知識・技術を身につけるよう努力することが肝要である。

6. 管理運営への学外有識者の関与

(1) 公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【現状】

本学の管理運営に対して特に関与する学外有識者を常設してはいない。法人評議員会、理事会をとおして、メンバーの中の学外有識者、及び監事（学外者）に相談し指導を受ける機会を設けている。

【点検・評価】【将来の改善・改革に向けた方策】

現在までは上記の範囲内で十分適切な意見が得られていると評価しているが、さらに進んで内部監査の一環として本部監事による業務監査の実施を検討しており、本学の管理運営面からの監査も積極的に進めていきたいと考えている。